

## 実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 宇部市  | 船木地区(真名ヶ崎集落)  | 令和2年2月18日 |          |

## 1 対象地区の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積                            | 10.21ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 6.43ha  |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計            | 8.12ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 1.87ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 3.78ha  |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 0.4ha   |
| (備考)                                 |         |

## 2 対象地区の課題

中心経営体となる担い手が集落に住んでいなかったり、集落内での農家同士の関係が希薄になっている為、農地の管理や集積などの調整が行いにくい。また、高齢者が多い地域であり、離農者の増加や後継者がいないなど、現在の中心経営体のみではカバーしきれない状態にある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

船木真名ヶ崎集落の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

## ○農業用水の確保

集落農地の水の確保においては、川から水路に水を引いていると思われ、水稻作付の時期は水の通りが良いが、時期が外れると水があまり流れず、畑に水が引けなくなる。

その為、地元の水利組合と調整を行い、水を確保できるか確認を行ったり、河川よりポンプアップで水を確保する場合には、管理者(2級河川は県)に確認し、常に水の確保ができるようにする必要がある。

## ○耕作放棄地解消への取組方針

農地の周りに耕作放棄地が多く、有害鳥獣や害虫の住処となっている。

その為、地元の農業委員を通じ、草刈りなどの管理をお願いしたり、耕作放棄地解消事業の補助金を活用したりして、耕作放棄地を解消する必要がある。

## ○鳥獣被害防止対策への取組方針

ワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置し、農地の防除を行うほか、地元猟友会と連携し、罟等により有害鳥獣の捕獲を行う。